

掛川市中学校区学園化構想第2ステージ検討委員会規程

(設置)

第1条 市内小学校及び中学校における教育環境の充実を図り、小中一貫教育の在り方等について協議するため、掛川市中学校区学園化構想第2ステージ検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌業務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 教育アクションゾーンのデザイン設計に関すること。
- (2) かけがわ型小中一貫教育の在り方に関すること。
- (3) 小学校及び中学校における適正規模、適正配置等に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか委員会の運営に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 区長連合会に属する者
- (3) 社会教育委員
- (4) 市内小学校長及び中学校長
- (5) 市内幼稚園長
- (6) 市内保育園長
- (7) 園児、児童又は生徒の保護者
- (8) 子ども育成支援協議会長
- (9) 地域コーディネーター
- (10) 教育委員会が必要があると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、平成28年6月6日から平成29年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1人及び副委員長2人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員のうちから教育長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長になる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に諮って会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育部教育政策室にて処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成28年6月1日から施行する。